

平成27年度 事業計画

I 基本方針

今日、私たちの社会を取り巻く状況は、少子・高齢化の進行による血縁の希薄化や、地域コミュニティにおける「自助」「共助」等の機能力低下など厳しいものとなり、福祉ニーズや地域住民の抱える生活課題はますます複雑で多様化しています。

平成27年度から「生活困窮者自立支援法」が施行され、大阪市においても4月1日より、「大阪市生活困窮者自立相談支援事業」として取り組みが開始されます。

対象者は、経済的な問題はもとより、引きこもりや社会的孤立などの生活課題を抱える人です。「生活困窮者」の支援においては、問題が複雑化する前に、早期の相談支援につなぎ、各種制度や地域の協力を得て問題解決を図らなければなりません。わたくしたち、社会福祉協議会は「誰ひとり排除されることのない福祉によるまちづくり」を地域住民や行政と協働で推進しています。本事業においても、生活困窮への支援に100年にわたる実績を持つ「社会福祉法人 大阪自彊館」との共同体で公募受託が決定しており、地域住民に理解を広めながら事業運営に努めてまいります。

「区社協は、地域に根ざした専門性の高い団体であり、総合的に区と共同できる区内唯一の団体」との意見を「区長会議」でいただき、平成26年度に続き平成27年度も区と区社協が地域福祉をともに推進し、これまで以上に連携・協働してまいります。

また、区社協は**「準行政団体」と**の位置づけもいただき、新規事業として「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」についても特命随意契約となりました。

しかしながら、他の事業においては「公募による事業者選定」という制度は基本的に変わりがなく、平成28年度以降の受託に向け公募開始となる「地域包括支援センター事業」等については当区社協も応募し、選定を受けてまいります。

平成26年度から、各区の社会福祉協議会で「生活福祉資金事業」の取り扱いが開始されました。区社協は、従前から「日常生活自立支援事業」（あんしんさぽーと事業）として、高齢者等で判断能力が低下しつつある方の金銭管理を担ってきましたが、「生活福祉資金事業」については、福祉的な金銭の貸し付け相談が主となる事業です。区社協が事業を担当することにより、民生委員との連携はもとより必要なサービスや相談機関に適切に繋いでいきます。

従来から取り組みを進めてきた地域住民や施設連絡会会員との協働により、福祉教育や障がいについての理解を進める取り組みの強化も重要な課題となっています。

また、区社協は、平成25年度から「共同募金事業」の事務局を担当しています。厳しい社会情勢を受け、募金額は減少していますが、今後も、約80年にわたる住民の支えあいの仕組みが正しく理解されるように努めてまいります。

引き続き賛助会員の増加への取り組みや、介護保険関係事業による収益増を図り、法人運営のための自主財源の確保に尽力するとともに、指定管理者として平成27年度も管理運営を行う「老人福祉センター」や「子ども・子育てプラザ」など、関係事業につきましても、区社協機能との総合的な視点で運営を図り、地域住民の皆さまや区役所などの関係機関との幅広い連携と協働により地域福祉活動の推進に向けて積極的に取り組んでまいります。

区社会福祉協議会は、これからも「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティの実現」を目指し、地域福祉活動や地域づくりの支援を行い、以下の視点を忘れることなく地域福祉の充実に努めてまいります。

区社協が大切にしたい6つの視点

- ① 一人ひとりの暮らしを大切にする仕組みをつくる
- ② 同じ課題を抱える人たちを中心としたつながりをつくる
- ③ 多様な人・組織の強みを生かした活動参加と協働をすすめる
- ④ 福祉の心を育み学びの機会をつくる
- ⑤ 地域と社会福祉施設・福祉サービス事業者の交流と連携を強める
- ⑥ 災害時に誰も取り残されない地域をつくる

II 事業の概要

1. 法人独自の活動

(1) 法人運営事業

①組織強化

1) 適正な法人運営、透明性の向上、コンプライアンスの遵守

2) 財源確保への努力

賛助会員の拡充による、組織の基盤強化と自主財源の確保。

3) 関係団体との連携強化

各種事業の推進に向け、地区社会福祉協議会をはじめ、社会福祉施設連絡会、関係団体・機関などとの連携強化。「地域活動協議会」会議への参加。

4) 事務局基盤の強化

ア. 法人による研修及び各種研修会等への参加促進と、人材育成の強化。

イ. 災害や事故の対応、個人情報管理など危機管理体制の強化。

ウ. 防災や災害への対応に向けた区役所とのさらなる連携強化。

②広報・啓発・調査活動の推進

1) 広報活動

区社協だより「ゆうあい」の発行、ホームページやフェイスブックを活用し、区社協や地域の活動の「見える化」を図る。

2) 啓発活動

区・各地域での催し等において、社会福祉協議会の活動・地域包括支援センターの事業紹介・認知症への理解や高齢者の権利擁護・介護予防やボランティア活動などの普及啓発の実施。

3) 調査活動

住民にとって役立つ、身近な福祉関係情報や資料の収集・提供。

(2) その他

①認知症サポーター養成講座の実施

キャラバンメイトとの協力による、定例講座・出前講座の開催。

就労している方が参加しやすいよう、夜間や土曜日に講座を開催。

②認知症サポーターフォローアップ講座の実施

認知症に関する知識の向上や対応力を高め、認知症のご本人やその家族を支えようと思われる方を対象に、フォローアップ講座を開催し、支援グループへの参加を促進する。

③「天王寺区ロバの会」への活動支援

認知症の方やその家族を支援するための活動に対して、活動調整や、学習・交流の場の提供

④「すこやかシニア教室」の実施

介護予防事業修了者のフォローアップ及び区内高齢者の健康保持・増進を目的に開催。老人福祉センターやボランティアと連携のうえ、「筋力アップ」を重点にして実施。

⑤「ゆうあい運動教室」の実施

介護予防事業（複合型）を終了した方を対象に継続的に運動ができるよう法人独自事業として実施。（平成25年度より新たに実施開始）

⑥「ゆうあいカフェ」「老人福祉センターカフェ」の実施

平成26年12月より、気軽に福祉相談ができる場として、新たにカフェ形式の相談窓口を2カ所において新設し、毎月1回実施。

2. 地域の福祉にかかわる活動

(1) 地域福祉活動支援事業

①地域福祉活動の推進

住民が生きがいをもって安心して生活できるよう、住民のニーズに適切なサービスを結びつけていく支援活動及び地域住民の参加と協力による支えあい、助けあいによる推進体制を整備する活動の充実への取組み。

1) 地区社会福祉協議会の活動と地域ネットワーク委員会活動、「地域活動協議会」等への協力・支援

2) 地域の福祉課題の把握及び課題の検討

3) 地区社会福祉協議会会長会の定例開催及び地域ネットワーク委員会委員長との合同会議の開催

4) 地区社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会、「地域活動協議会」福祉部会等に対する研修等への協力

5) 各地区社会福祉協議会総会及び各地域ネットワーク委員会、「地域活動協議会」等への参画

②第4期天王寺区地域福祉アクションプラン（天王寺愛あいプラン）の推進

地域住民の参画と協働のもと、アクションプラン推進委員会を核として天王寺区役所、各種団体、関係機関と協働し、支えあい助けあい住民みんなで安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現。

基本理念

- 1) お互いを理解し合い、大切にしようまち
- 2) みんなで支えあい、必要なサービスが十分に受けられるまち
- 3) 子どもをはじめ、みんなが生涯地域に愛着と誇りを持ち、夢を持って暮らしている福祉のまち

取り組み課題

- 1) 高齢・障がい・子育て、班員が地域の福祉リーダーとして活躍できるように、学習を重ねる
- 2) 子育て愛あいフェスティバル、愛あいふれあいまつりなどの多世代や障がいのある方との交流を図る
- 3) 障がいのある方との交流を通して、障がいへの理解を深めることを目的とした、「ボッチャ出前」や「レクリエーション広場」の支援、また理解を深める学習会の開催
- 4) 障がいのある方の社会参加促進支援や相談窓口の周知
- 5) 「安心・安全カード」の周知支援

③福祉教育支援

区内小・中学校、団体、地域における高齢者や障がい者との交流を通じて相互理解を深める福祉学習の支援、職業体験学習の支援。

認知症高齢者への理解を促す「子ども向け認知症サポーター養成講座」の開催。

④高齢者福祉関係事業

- 1) 高齢者福祉月間関連事業の実施
- 2) 区内百歳高齢者への長寿お祝い訪問など

(2) 共同募金配分金事業

- ①共同募金事業への協力。周知、啓発活動。
- ②地域団体の各種事業への募金配分と事務支援。
- ③区社協の各種事業への募金配分と事務。
- ④区配分金に関する大阪府共同募金会への配分申請、報告。

(3) 善意銀行の運営

- ①預託金品（寄付）の受付と、児童・青少年の育成事業、福祉施設・福祉活動団体への事業や区内の必要とされる方々への払出（活用）。
- ②区域で福祉ボランティア活動を行う団体・ボランティアグループに対して「福祉ボランティア活動応援資金」による助成の実施。

(4) 地域福祉推進基金事業（ボランティア・市民活動センターの運営）

ボランティア活動の拠点としての役割を果たすために、様々な活動に関する相談・支援活動、情報提供の拡充やボランティアの育成の実施。

①ボランティア需給調整

②ボランティア情報紙の発行（年6回：偶数月）

③ボランティアグループの支援

④ボランティア講座の開催

「ボランティア養成講座」「災害ボランティア講座」

⑤ボランティア交流会の開催（毎月第4水曜日）

⑥ボランティア保険取扱業務

⑦福祉ボランティア活動応援資金受付業務

⑧その他助成金の周知案内

- 1) 世代・障がい・性別を超えて、地域での交流の場づくり、子育て支援環境の拡充
- 2) ホームページや広報紙を活用した地域福祉活動の紹介、情報発信の拡充
- 3) 共に助けあうまちづくり・要援護者のネットワークづくりをベースに、さらに取り組みを推進

(5) 老人福祉センター事業

利用者や地域のニーズを踏まえ、高齢者の生きがいと健康づくりの支援をはじめ、地域活動の活性化につながる団塊・シニア世代の人材の確保と育成に向け、関係団体や機関との連携により実施。

①高齢者のニーズに合致した講演会、講習会、教養講座の開催

②高齢者の健康増進及び地域福祉活動に関する相談、情報の収集及び提供

③高齢者のレクリエーション活動の提供

④高齢者の生活全般に関する情報の収集及び提供

⑤老人クラブの育成・支援

⑥高齢者の地域福祉活動、その他自主的活動の支援

⑦高齢者ボランティア活動の支援

⑧喫茶サロン開設による高齢者の相談体制の拡充

(6) 子育て活動支援事業、大阪市ファミリー・サポート・センター事業及び地域子育て支援拠点事業（一般型）【子ども・子育てプラザ】

子育て活動支援事業

次代を担う子どもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅

で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供する。

- ①子育て情報の収集、管理、提供
- ②地域の自主的な子育て活動への支援
- ③子育て中の親子の支援
- ④児童の健全育成事業
- ⑤地域関連事業
- ⑥区独自事業
 - 1) ジュニアクラブ活動への協力
 - 2) 区役所で実施する「利用者支援事業」等の区事業への協力
- ⑦一般利用

大阪市ファミリー・サポート・センター事業（支部業務）

子どもの預かり、幼稚園や保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育ニーズに対応するために、子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動を実施するための調整業務等の実施。

地域子育て支援拠点事業（一般型）

乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより子育てと仕事の両立支援にとどまらず、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを提供。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育てに関する相談及び援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習の実施
- ⑤その他

（7）その他事業

①福祉活動推進事業・青少年育成団体等への支援の実施

高齢者などの福祉活動事業・青少年の育成などを支援するため、青少年団体等区内各種団体や高齢者等福祉活動推進事業への助成を行います。

- 1) 区老人クラブ団体への支援及び事業助成
- 2) 身体障害者団体への支援及び事業助成
- 3) 母子寡婦団体への支援及び事業助成
- 4) 青少年関係団体への支援及び事業助成
- 5) 精神障害者関係団体との協力、支援活動

- 6) 各種社会福祉団体への事業助成
- ②在宅福祉サービス事業の実施
 - 1) 車椅子貸出事業
 - 2) 防水シート給付事業（在庫限り）
 - 3) ゆうあい杖の交付
 - 4) 緊急通報システムの申請

3. 介護保険など住民の暮らしを支える活動

(1) 居宅介護支援事業

要介護状態となった方と契約を結び、可能な限り在宅生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成とサービス提供確保。

(2) 地域包括支援センター事業

基本4事業

- ①高齢者・高齢者の家族に対する総合的な相談・支援
- ②要支援(介護認定の要支援1・2)の方のケアプランの作成
- ③虐待の防止・早期発見等の権利擁護
- ④包括的継続的ケアマネジメント支援

※地域ケア会議等を通じた支援困難ケースへのケアマネジメント支援

その他

- ①地域別ケア会議の開催・・・地域包括ケア実現に向けて、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- ②ゆうあいカフェ、老人福祉センターカフェの開催・・・相談・交流の場
- ③出前相談・・・各地域のふれあい喫茶等に出向き、総合相談実施
- ④出前講座・・・地域で介護保険等高齢者に関する講座の実施
- ⑤みんなの健康展・歯の健康展など介護予防・健康づくり事業への参画
- ⑥介護家族への支援・・・天王寺区家族介護者の集い「和みの会」等、介護家族への支援

(3) 介護予防事業

高齢期の疾病や下肢の衰え・活動意欲の低下などを防ぎ、生活機能全体の向上を図り、要支援、要介護状態になることを防ぎ、自立した生活と自己実現を図る。

対象

65歳以上の高齢者で「基本チェックリスト」により「二次予防事業対象者」となり、

さらに医師による診察の結果を受け「介護予防プログラム利用が望ましい」と判断されたかた。

①「複合型プログラム」……ゆうあいにて実施

(1)運動器の機能向上 (2)口腔機能向上 (3)栄養改善

②「閉じこもり等予防」……各地域の会館にて実施

閉じこもりがちな人を対象に各種講座を開催

(4) あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等のために判断能力が不十分な方や金銭管理に不安のある高齢者を対象とした、権利侵害や財産管理等の生活上の権利擁護に関する相談・福祉サービス等利用援助及び日常的な金銭管理・証書等預かりサービスの提供。

(5) 生活福祉資金事業

離職者、低所得者、障がい者又は高齢者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする事業。

(6) 「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」＝**新規事業**

誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた要援護者の見守りネットワークの機能強化のため、地域と行政に求められている以下の公共的課題に向けて、行政と地域が保有する要援護者情報を活用して、現行のコミュニティソーシャルワーク機能（*参照）と一体的に進めることにより、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現を図ることを目的とする事業。区社協に「見守り相談室」を設置して対応。

公共的課題

① 地域に埋もれている要援護者を把握すること。

⇒ 機能①「要援護者の名簿作り」

② 要援護者を適切な支援につなげ孤立死を防止すること。

⇒ 機能②「孤立世帯への専門的対応」

③ 徘徊等に対する地域内での支え合いを推進すること。

⇒ 機能③「認知症高齢者の徘徊保護強化」

(7) 「生活困窮者自立相談支援事業(相談支援)」＝**新規事業**

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより生活困窮状態からの早期

自立を支援することを目的とし、谷間のない包括的な相談支援体制を構築する事業。
(業務内容)

- ①生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者が抱える課題を的確に把握する。
- ②相談内容によっては、相談窓口で継続して支援を行う場合や、他制度の相談窓口等へつなぐ場合があり、総合的な課題を有している場合など継続的に支援を行う場合は、その方のおかれている状況や本人の意思を十分に確認した上でプランを作成する。
- ③必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

(8) 社会福祉法人大阪府共同募金会 天王寺地区募金会事業の受託

- ①地区募金会の運営……理事会の開催など
- ②共同募金業務募金目標額の設定、募金の収納・送金業務など
- ③広報・啓発……広報・啓発活動、情報開示など
- ④会計業務事務経費の執行、予算決算処理など

(9) 日本赤十字社大阪府支部 天王寺地区事業の受託

- ①社資の受付と送金に関する事務
- ②地区分交付金に関する事務
- ③収支伝票の作成と収納簿への記載
- ④会計処理

*** 参考：旧事業コミュニティソーシャルワーク推進（地域生活支援）事業**

区の福祉施策パイロット事業である「独居高齢者等見守りサポーター事業」との緊密な連携を図るとともに、制度のはざまにある要援護者への支援を行う事業。

- ①支援を必要とする状態にありながら、制度のはざまにあり適切な支援を受けられない方への対応
- ②地域で孤立している要援護者の早期発見と適切な支援
- ③保健福祉センターや関係機関、ボランティア・民生委員を始めとする地域の支援者と連携し、要援護者の地域での暮らしの仕組みづくりを構築